○法務省告示第四百七十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年十一月二十二日から効力を生ずる。

平成二十六年十一月五日

法務大臣　上川　陽子

北海道岩内郡岩内町長

○外務省告示第三百四十一号

平成二十六年十月十九日にダッカで、円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の平成十八年六月二十六日付けの交換公文に従ってバングラデシュ人民共和国政府に供与されることになったカルナフリ上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がバングラデシュ人民共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年六月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、バングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十六年十一月五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市橋上町楠山字孫六山一二五一の一二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐橘字柳谷一一六五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市緒方町上畑字ベトヲガヅル一一九八、字傾城一二四四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ベトヲガヅル一一九八・字傾城一二四四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町立川下名字ツバキヤマ二〇二、一六三一の七・一六三一の八・字コヲマタ一六四七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡中土佐町大野見橋谷二八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町江師字小石ノミネ七九五の三六、七九五の三七、七九五の六二、七九五の一〇七、七九五の一〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）